

行政不服審査法の施行に伴う関係 法律整備法

(逆とじ)

(地方自治法の一部改正に伴う経過措置)
 第七條 第二十四條の規定による改正後の地方自治法の規定中異議の申出、審査の申立て又は審決の申請に関する部分は、この法律の施行後にされた地方公共団体の機関の処分その他の行為に係る異議の申出、審査の申立て又は審決の申請について適用し、この法律の施行前にされた地方公共団体の機関の処分その他の行為に係る異議の申出、審査の申立て又は審決の申請については、なお従前の例による。

(公職選挙法の一部改正に伴う経過措置)

第八條 第三十七條の規定による改正後の公職選挙法第二百十六條の規定は、施行日以後にその期日を告示される地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る不服申立てについて適用し、施行日前にその期日が告示された地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九條 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二條の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十條 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

内閣総理大臣	安倍 晋三
総務大臣	新藤 義孝
外務大臣	谷垣 禎一
財務大臣	麻生 太郎
文部科学大臣	下村 博文
厚生労働大臣	田村 憲久
農林水産大臣	林 芳正
経済産業大臣	茂木 敏充
国土交通大臣	太田 昭宏
環境大臣	石原 伸晃
防衛大臣	小野寺 五典

行政手続法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年六月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第七十号

行政手続法の一部を改正する法律

行政手続法(平成五年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 行政指導(第三十二條―第三十六條)」を「第四章の二 処分等の求め(第三十六條の二)」に改める。

第三二條第一項中「第四章」を「第四章の二」に改め、同項第十二号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同項第十三号中「かかわる」を「関わる」に改める。

第三十五條第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、行政機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならぬ。

- 一 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- 二 前号の条項に規定する要件
- 三 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第四十條第三十六條の次に次の一項を加える。

(行政指導の中止等の求め)

第三十六條の二 法令に違反する行為の是正を求める行政指導(その根拠となる規定が法律に置かれていないものに限る。)の相手方は、当該行政指導が当該法律に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした行政機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経たものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- 一 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 当該行政指導の内容
- 三 当該行政指導がその根拠とする法律の条項
- 四 前号の条項に規定する要件
- 五 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- 六 その他参考となる事項

3 当該行政機関は、第一項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第四十條の二 処分等の求め

第三十六條の三 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導(その根拠となる規定が法律に置かれていないものに限る。)がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政機関又は当該行政指導をする権限を有する行政機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- 一 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 法令に違反する事実の内容
- 三 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- 四 当該処分又は行政指導がその根拠とする法律の条項
- 五 当該処分又は行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- 六 その他参考となる事項

3 当該行政機関は、第一項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

(地方税法等の一部改正)

第二條 次に掲げる法律の規定中「第三十五條第三項」を「第三十五條第四項」に、「第三十五條第二項」を「第三十五條第三項」に改める。

- 一 地方税法(昭和二十五年法律第二百十六号)第十八條の四第二項
- 二 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第八十八條の二第二項
- 三 とん税法(昭和三十一年法律第三十七号)第十條の三第二項
- 四 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第七十四條の十四第二項

(海難審判法等の一部改正)

第三條 次に掲げる法律の規定中「第四章」を「第四章の二」に改める。

- 一 海難審判法(昭和二十二年法律第三十五号)第五十三條
- 二 売春防止法(昭和三十一年法律第十八号)第二十七條の二
- 三 更生保護法(平成十九年法律第八十八号)第九十一條

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(自衛隊法の一部改正)

第三十八條 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。
第四十九條の見出しを「審査請求の処理」に改め、同条第一項中「又は異議申立て」を削り、「行政不服審査法(昭和二十七年法律第六十号)第二章第一節から第三節までの規定を」を「行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二章の規定は」に改め、同条第二項中「又は異議申立て」を削り、「六十日」を「三月」に改め、同条第三項中「又は異議申立て」を削り、同条第四項中「又は異議申立て」及び「又は決定」を削り、同条第六項中「審査請求又は異議申立て」を「第一項に規定する審査請求」に改め、同条第七項中「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改める。
第五十條の二の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「又は異議申立て」及び「又は決定」を削る。

第六十五條の三第四項中「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第五項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第六十五條の四第七項中「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第八項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第九項中「前項」を「第六項又は前項」に改める。
第六十五條第七項中「三十日」を「三月」に改め、同条第九項中「前項」を「第六項又は前項」に改める。

(連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の一部改正)
第三十三條 連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律(昭和三十六年法律第二百五十号)の一部を次のように改正する。
目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。
第三章の章名を次のように改める。

第三章 審査請求
第三十三條(見出しを含む)中「不服申立て」を「審査請求」に改める。
第三十四條の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「処分」の下に「又はその不作為」を加え、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削る。
(防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の一部改正)
第三十四條 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和四十九年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項中「三十日」を「三月」に改める。
第十七條第一項中「第十五條第二項」を「第十四條第三項又は第十五條第二項」に改める。
(武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律の一部改正)
第三十四條 武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律(平成十六年法律第六十号)の一部を次のように改正する。
第七十一條の見出しを「審査請求の制限」に改め、同条中「行政不服審査法(昭和二十七年法律第六十号)による不服申立て」を「審査請求」に改める。
(武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律の一部改正)
第三十二條 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律(平成十六年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 審査請求」を「第四章 資格認定審査請求及び懲戒審査請求」に改める。
第三章第十一号及び第十二号中「審査請求」を「審査の請求」に改める。
第四章の章名を次のように改める。

第四章 資格認定審査請求及び懲戒審査請求
第八十條の見出しを「行政不服審査法の規定による審査請求の制限」に改め、同条中「処分」の下に「又はその不作為」を加え、「行政不服審査法(昭和二十七年法律第六十号)による不服申立て」を「行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の規定による審査請求」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。
(地方公営企業法等の一部改正に伴う調整規定)
第二条 地方公営企業法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第三十四号)の施行の日がこの法律の施行の日(以下「施行日」という)後となる場合には、第四十五條のうち地方公営企業法第三十九條の改正規定中「第五項を第六項」とし、第四項を第五項」とあるのは「第四項を第五項」とし、第五項を第六項」とあるのは「及び第三十九條第一項」を「並びに第三十九條第一項及び第三項から第五項まで」と、同法附則第五項の改正規定中「同条第四項」を「同条第五項」とあるのは「同条第三項」を「同条第四項」とする。

2 前項の場合において、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律附則第十一條のうち地方公営企業等の労働関係に関する法律第十七條第一項の改正規定中「及び第三十九條第一項」を「並びに第三十九條第一項及び第三項から第五項まで」とあるのは「第五項」を「第六項」と、同法附則第五項の改正規定中「同条第三項」を「同条第四項」とあるのは「同条第四項」とし、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律附則第十二條のうち地方公営企業法第三十九條の改正規定中「第四項を第五項」とし、第三項を第四項」とあるのは「第五項を第六項」とし、第四項を第五項」と、「第二項の」とあるのは「第三項の」と、「3 企業職員」とあるのは「4 企業職員」とする。

(刑法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う調整規定)
第三条 刑法等の一部を改正する法律の施行の日が施行日前である場合には、第八十九條のうち更生保護法第七章第二節中第九十六條の次に一條を加える改正規定中「第五十二條第一項、第四項又は第五項」とあるのは「第五十二條第一項、第五項又は第六項」とし、第九十條の規定は、適用しない。

(電気事業法の一部改正に伴う調整規定)
第四条 電気事業法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)の施行の日が施行日前である場合には、第二百三十六條のうち電気事業法第九十九條の二の改正規定中「第九十九條の二」とあるのは「第九十九條」とする。
(経過措置の原則)
第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)
第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しなくてもこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないこととされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む)の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む)により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(行政機関の保有する個人情報に関する法律の一部改正)
第六十三条 行政機関の保有する個人情報に関する法律(平成十五年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第二十三条第一項中「第四十三條及び第四十四條」を「第四十三條第二項及び第四十四條第一項」に改め、同条第三項中「第四十二條及び」を削る。

第四十四條の節名を次のように改める。

第四節 審査請求
第四十二條を次のように改める。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外等)
第四十二條 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第二章の規定の適用については、同法第十一條第二項中「第九條第一項の規定により指名された者(以下「審理員」という。）」とあるのは、第四條第二項の規定に基づく政令を含む。の規定により審査請求がされた行政庁(第十四條の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）」と、同法第十三條第一項及び第二項中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第二十五條第七項中「あつたとき、又は審理員から第四十條に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「あつたとき」と、同法第四十四條中「行政不服審査法等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会(審査庁が会計検査院長である場合にあつては、別に法律で定める審査会、第五十條第一項第四号において同じ。）」と「受けたとき(前条第一項の規定による諮問を要しない場合(同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。))にあつては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあつては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき」とあるのは「受けたとき」と、同法第五十條第一項第四号中「審理員意見書又は行政不服審査法等若しくは審議会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会」とする。

第四十三條の見出しを「審査会への諮問」に改め、同条中「前項」を「前項」に改め、同条第一号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「参加人(行政不服審査法第十三條第四項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第一項第二号において同じ。)」に改め、同条第二号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第三号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る保有個人情報の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会(審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長が会計検査院長である場合にあつては、別に法律で定める審査会)に諮問しなければならない。

一 審査請求が不適法であり、却下する場合
二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)

三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

第四十四條の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「裁決又は決定を」を「裁決」に改め、同項第一号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同項第二号中「不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。」を「当該審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第二項中「又は利用停止決定等」を「利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為」に、「第五條第二項」を「第四條」に改める。

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)
第六十四條 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

第二十三条第一項中「第四十三條」を「第四十三條第二項」に改め、同条第三項中「第四十二條及び」を削る。

第四十四條の節名を次のように改める。

第四節 審査請求
第四十二條の見出しを「(審査請求及び審理員による審理手続に関する規定の適用除外等)」に改め、同条第一項中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による異議申立て」を「審査請求」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第二章の規定の適用については、同法第十一條第二項中「第九條第一項の規定により指名された者(以下「審理員」という。）」とあるのは、第四條第二項の規定により審査請求がされた行政庁(第十四條の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）」と、同法第十三條第一項及び第二項中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第二十五條第七項中「あつたとき、又は審理員から第四十條に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「あつたとき」と、同法第四十四條中「行政不服審査法等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会」と、「受けたとき(前条第一項の規定による諮問を要しない場合(同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。))にあつては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき」とあるのは「受けたとき」と、同法第五十條第一項第四号中「審理員意見書又は行政不服審査法等若しくは審議会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会」とする。

第四十三條の見出しを「(情報公開・個人情報保護審査会への諮問)」に改め、同条中「前条第一項」を「前項」に改め、同条第一号中「異議申立人」を「審査請求人」に、「参加人」を「参加人(行政不服審査法第十三條第四項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第二号において同じ。)」に改め、同条第二号中「異議申立人」を「審査請求人」に改め、同条第三号中「異議申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る保有個人情報の開示」に、「異議申立人」を「審査請求人」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があつたときは、独立行政法人等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

一 審査請求が不適法であり、却下する場合
二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)

三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

第四十四條の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「裁決又は決定を」を「裁決」に改め、同項第一号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同項第二号中「不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。」を「当該審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第二項中「又は利用停止決定等」を「利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為」に、「第五條第二項」を「第四條」に改める。

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)
第六十四條 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

第二十三条第一項中「第四十三條」を「第四十三條第二項」に改め、同条第三項中「第四十二條及び」を削る。

第四十四條の節名を次のように改める。

第四節 審査請求
第四十二條の見出しを「(審査請求及び審理員による審理手続に関する規定の適用除外等)」に改め、同条第一項中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による異議申立て」を「審査請求」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第二章の規定の適用については、同法第十一條第二項中「第九條第一項の規定により指名された者(以下「審理員」という。）」とあるのは、第四條第二項の規定により審査請求がされた行政庁(第十四條の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）」と、同法第十三條第一項及び第二項中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第二十五條第七項中「あつたとき、又は審理員から第四十條に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「あつたとき」と、同法第四十四條中「行政不服審査法等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会」と、「受けたとき(前条第一項の規定による諮問を要しない場合(同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。))にあつては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき」とあるのは「受けたとき」と、同法第五十條第一項第四号中「審理員意見書又は行政不服審査法等若しくは審議会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会」とする。

第四十三條の見出しを「(情報公開・個人情報保護審査会への諮問)」に改め、同条中「前条第一項」を「前項」に改め、同条第一号中「異議申立人」を「審査請求人」に、「参加人」を「参加人(行政不服審査法第十三條第四項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第二号において同じ。)」に改め、同条第二号中「異議申立人」を「審査請求人」に改め、同条第三号中「異議申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る保有個人情報の開示」に、「異議申立人」を「審査請求人」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があつたときは、独立行政法人等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

一 審査請求が不適法であり、却下する場合
二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)

三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

第五十一条 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。

第五十一条第二項中「その決定」を「その裁決」に、「さらに」を「更に」に改め、同条第三項中「決定」を「裁決」に、「みなして」を「審査会に対して再審査請求をする」を「みなす」に改め、同条第四項中「前二項」を「同項」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 審査会及び支部審査会は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第九條第一項、第三項及び第四項の規定の適用については、同条第一項第二号に掲げる機関とみなす。
第五十六條の見出しを「審査請求の前置」に改め、同条中「又は再審査請求」を削り、「審査会」の下に「又は支部審査会」を加え、同条ただし書及び各号を削る。

(公害紛争処理法の一部改正)
第五十二条 公害紛争処理法(昭和四十五年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第四十六條の二の見出しを「審査請求の制限」に改め、同条中「よつてされた処分」を「よる処分又はその不作為」に、「行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立て」を「審査請求」に改める。

(電気通信事業法の一部改正)
第五十三条 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第十項中「異議申立て」を「審査請求」に改める。
第七十一条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「処分」の下に「又はその不作為」を加え、「又は異議申立て」を削り、「又は決定は」を「は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十四條の規定により当該審査請求を却下する場合を除き」に改め、「又は異議申立人」を削り、「上」の下に「同法第二十一条第二項に規定する審理員が」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、「又は異議申立人」を削り、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。
第七十三條の見出し中「処分」を「処分等」に改め、同条中「処分」の下に「又はその不作為」を加え、「行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、総務大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六條第一項及び第二項、第四十七條並びに第四十九條第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

(行政手続法の一部改正)
第五十四条 行政手続法(平成五年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号中「法令に基づいて」を「法令(他の法令において準用する場合を含む)」に基づいて」に改め、同項第十五号中「異議申立て」を「再調査の請求」に改める。

第十九條第二項第四号中「ことのある」を削る。
第二十七條の見出しを「審査請求の制限」に改め、同条第一項中「行政庁又は主宰者が」を削り、「基づいてした処分」を「基づく処分又はその不作為」に、「行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第二項を削る。

(政党助成法の一部改正)
第五十五条 政党助成法(平成六年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第三十九條の見出しを「審査請求の制限」に改め、同条中「行為」の下に「又はその不作為」を加え、「行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立て」を「審査請求」に改める。

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)
第五十六条 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て等」を「審査請求等」に改める。

第十三條第一項中「第十九條及び第二十條」を「第十九條第二項及び第二十條第一項」に改め、同条第三項中「第十八條及び」を削る。
第三章の章名を次のように改める。
第三章 審査請求等

第十八條を次のように改める。
(審理員による審理手続に関する規定の適用除外等)
第十八條 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第九條、第十七條、第二十四條、第二章第三節及び第四節並びに第五十條第二項の規定は、適用しない。

2 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求についての行政不服審査法第二章の規定の適用については、同法第十一條第二項中「第九條第一項の規定により指名された者(以下「審理員」という。）」とあるのは「第四條(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)第二十条第二項の規定に基づく政令を含む)の規定により審査請求がされた行政庁(第十四條の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。))」と、同法第十三條第一項及び第二項中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第二十五條第七項中「あつたとき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「あつたとき」と、同法第四十四條中「行政不服審査法等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会(審査庁が会計検査院の長である場合にあつては、別に法律で定める審査会。第五十條第一項第四号において同じ。))」と、「受けたとき(前条第一項の規定による諮問を要しない場合(同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。))にあつては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあつては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき」とあるのは「受けたとき」と、同法第五十條第一項第四号中「審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会」とする。

第十九條の見出しを「審査会への諮問」に改め、同条中「前条」を「前項」に改め、同条第一号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「参加人」を「参加人(行政不服審査法第十三條第四項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第一項第二号において同じ。))」に改め、同条第二号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第三号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る行政文書の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条を同条第一項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会(審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長が会計検査院の長である場合)にあつては、別に法律で定める審査会)に諮問しなければならない。

一 審査請求が不適法であり、却下する場合
二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとする場合(当該行政文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)

第二十條の見出しを「第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等」に改め、同条中「裁決又は決定」を「裁決」に改め、同条第一号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第二号中「不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。))」を変更し、当該審査請求」に改め、同条第三号中「開示決定等」を削り、同条に次の一項を加える。

2 開示決定等又は開示請求に係る不作為についての審査請求については、政令で定めるところにより、行政不服審査法第四條の規定の特例を設けることができる。

第二十一条第一項中「訴訟又は開示決定等」の下に「若しくは開示請求に係る不作為」を加え、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「若しくは決定」を削り、「これ」を「開示決定等若しくは開示請求に係る不作為」に改め、同条第二項中「これ」を「開示決定等若しくは開示請求に係る不作為」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「若しくは決定」を削る。

この場合において、総務大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六條第一項及び第二項、第四十七條並びに第四十九條第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

第五十条第一項第四号	第一号の主文が審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書と異なる内容である場合には	再審査庁が委員会等である再審査庁以外の行政庁である場合に於いて第一号の主文が審理員意見書と異なる内容であるときは
第五十条第二項	第四十三条第一項の規定による行政不服審査会等への諮問を要しない場合	再審査庁が委員会等である再審査庁以外の行政庁である場合
第五十一条第一項	処分	原裁判等
第五十一条第四項	第四十六条第一項及び第四十七条及び処分等(審査庁以外の処分等に限る)	第六十五条 並びに処分庁及び裁判庁(処分庁以外の裁判庁に限る)
第五十二条第一項	申請を 棄却した処分	申請若しくは審査請求を 棄却した原裁判等
第五十二条第三項	処分が 申請に対する処分	裁判庁等 申請に対する処分又は審査請求に対する裁判
第五十二条第四項	処分が 処分が 処分が 処分が	原裁判等が 原裁判等の 原裁判等が 原裁判等が 裁判庁等

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年六月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第六十九号

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

目次

- 第一章 会計検査院関係(第一条)
- 第二章 内閣官房関係(第二条―第六条)
- 第三章 内閣府関係
 - 第一節 本府関係(第七条―第十二条)
 - 第二節 公正取引委員会関係(第十三条)

- 第三節 国家公安委員会関係(第十四条―第十九条)
- 第四節 金融庁関係(第二十条―第二十七条)
- 第五節 消費者庁関係(第二十八条―第三十二条)
- 第四章 総務省関係(第三十三条―第六十八条)
- 第五章 法務省関係(第六十九条―第九十条)
- 第六章 外務省関係(第九十一条)
- 第七章 財務省関係(第九十二条―第一百四条)
- 第八章 文部科学省関係(第一百五一条―第一百六条)
- 第九章 厚生労働省関係(第一百七一条―第一百八十五条)
- 第十章 農林水産省関係(第一百八十六条―第二百一一条)
- 第十一章 経済産業省関係(第二百一十二条―第二百六十二条)
- 第十二章 国土交通省関係(第二百六十三条―第三百二十九条)
- 第十三章 環境省関係(第三百三十条―第三百三十三条)
- 第十四章 防衛省関係(第三百三十四条―第三百四十二条)

第一章 会計検査院関係
(会計検査院法の一部改正)

第一条 会計検査院法(昭和二十二年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。
第十九条の二第一項中「第十八条」を「第十九条第一項」に、「第四十二条」を「第四十三条第一項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。
第十九条の五中「三十万円」を「五十万円」に改める。

第二章 内閣官房関係
(国家公務員法の一部改正)

第二条 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。
第十二条第六項第五号を次のように改める。
第十三条第三項第五項の審査請求に対する裁判
第十三条の二中「不服申立て」を「審査請求」に改める。
第八十一条第一項中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)」を「行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)」に改める。
第八十九条第三項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立期間」を「審査請求をすることができる期間」に改める。
第九十条の見出しを「審査請求」に改め、同条第一項中「行政不服審査法による不服申立て(審査請求又は異議申立て)」を「審査請求」に改め、同条第二項中「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第三項中「不服申立て」を「審査請求」に、「第三章第一節から第三節まで」を「第二章」に改める。
第九十条の二の見出しを「審査請求期間」に改め、同条中「不服申立て」を「審査請求」に、「六十日」を「三月」に改める。
第九十一条第一項中「不服申立て」を「審査請求」に、「ただし」を「直ちに」に改める。
第九十二条の二の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「又は異議申立て」及び「又は決定」を削る。
第二百三条第五項中「六十日」を「三月」に、「行政不服審査法による異議申立て」を「審査請求」に改め、同条第六項中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条第七項中「第五項の異議申立て」を「第五項の審査請求」に、「異議申立てについて」を「同項の審査請求について」に、「決定せられた」を「裁判された」に改める。
第二百六条の三第五項及び第二百六条の四第八項中「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改める。
第二百八条の三第四項ただし書中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削る。